

● 私道の公道移管に関する手続きの流れ

私道を公道移管する場合は、整備工事や測量を行う必要がございます。

整備工事、測量や登記に関する資料など公道移管に関する手続き、費用はすべて申請者のご負担となります。

申請を行う前に私道の土地所有者や私道に隣接する土地所有者と公道移管協議を始めることについて合意を得てください。

申請者

↓ 手順① 公道移管整備条件確認願をご提出ください。

建設総務課

↓ 手順② 建設総務課より関係各課へ現地調査依頼を行い、公道移管整備条件の意見を聴取いたします。

道路管理課 ・ 道路建設課 ・ 下水道河川管理課 ・ 下水道河川建設課
建築指導課 ・ 開発審査課 ・ 資産経営課 など

↓ 手順③ 関係各課より聴取した、条件や意見を建設総務課にて取りまとめを行います。

建設総務課

↓ 手順④ 申請者へ書面にて整備条件等について回答いたします。

申請者

↓ 手順⑤ 申請者より公道移管整備条件の協議結果に対する回答書をご提出ください。

建設総務課

手順⑥ **公道移管協議を継続する場合は、引き続き別途関係各課との協議及び手続きが必要となります。**

● 私道の公道移管に関する提出書類一覧

公道移管整備条件確認願（提出書類 各1部） —— 〈当市様式〉

※ 以下の書類を添付してください。

- ① 案内図 明細地図等。方位・縮尺を明示。相談地を赤色で明示。
- ② 公図写 法務局備付の地図。相談地及び相談地の隣接土地の含まれる図面。方位・縮尺・寄附地を明示。
- ③ 相談地図面 法務局備付の地積測量図もしくは、開発道路や位置指定道路であれば、その図面。
- ④ 全部事項証明書 相談地と相談地に隣接する土地すべての登記簿謄本。最新のもの。
- ⑤ 私道の土地所有者や私道に隣接する土地所有者と協議を始めることについて、合意形成を得たことを証明する書類。

・提出書類の作成にあたり、ご不明な点や疑問が生じた場合には必ず建設総務課担当者に確認のうえ、作成するようお願いします。

・必要に応じて、上記記載書類以外のものを提出していただくことがありますので、ご了承願います。